

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱実施細則

平成16年4月1日
細則第 2 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱規程（平成16年規程第35号。以下「研究試料取扱規程」という。）第16条及び第17条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究試料の取扱いに関し必要な事項を定める。

(研究試料を外部機関に提供する場合の届出書)

第2条 研究試料取扱規程第5条の規定に基づく届出は、様式第1号により行うものとする。

(研究試料の提供に係る研究試料提供契約書)

第3条 研究試料取扱規程第7条に規定する提供契約は、原則として、次の区分に従い、当該各号の様式により行うものとする。

- (1) 様式第2号の1：非営利研究目的型（和文）
- (2) 様式第2号の2：非営利研究目的型（英文）
- (3) 様式第3号の1：上記非営利研究目的型（和文）の誓約書形式（和文）
- (4) 様式第3号の2：上記非営利研究目的型（英文）簡略形式（英文）
- (5) 様式第4号の1：営利研究目的型（和文）
- (6) 様式第4号の2：営利研究目的型（英文）

(研究試料を外部機関から受領する場合の届出書)

第4条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規程（平成16年規程第34号）第12条に規定する研究試料を外部機関から受領する場合については、当該届出を様式第5号により行うものとする。

(研究試料提供奨励金)

第5条 研究試料取扱規程第10条第1項に規定する研究試料の作製者に支給する研究試料提供奨励金（以下「提供奨励金」という。）は、研究試料の作製者が複数人からなる場合、研究試料作製に際しての各作製者の貢献度に応じ、各作製者間で分配されるものとする。

- 2 平成16年3月31日以前に作製された研究試料を提供した場合において、平成16年4月1日以後に本学が収入を得たときには、当該研究試料の作製者に対しても、研究試料取扱規程第10条の規定に基づき、提供奨励金を支給するものとする。

(試料作製経費の配分)

第6条 研究試料取扱規程第10条第2項に規定する所属研究室は、第2条に規定する様式第1号の研究試料届出書に記載された作製者の所属研究室とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年5月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。